

【質問・回答】

◆共通の質問項目	
質問内容	回答
<p>本物件内に月極車両、カーシェア車両、自動販売機を設置することは可能でしょうか。</p> <p>また、近隣施設とのサービス券提携を行うことは可能でしょうか。</p>	<p>駐車場の利用形態に関する条件は平置き駐車場であること以外ありません。</p> <p>カーシェア車両は、実施要項（使用条件・物件の維持保全等）の範囲内において設置可能です。申込時に提出いただく事業計画書により審査します。</p> <p>本貸付公募は、用途を駐車場限定としているため、自動販売機を設置することはできません。</p> <p>また、近隣施設と新借受人が協議のうえ、サービス券提携を行うことは差し支えありません。</p>
<p>駐車場のシステムに指定は、御座いますでしょうか。（「ゲート式」「フラップ式」「フラップレス式」「チケット式」等）</p>	<p>駐車場のシステムに指定はありません。</p>
<p>現運営会社に変更となった場合、設置物を承継することは可能でしょうか。</p>	<p>原則、現借受人の自己負担により貸付前の原状に復旧していただきます。</p>
<p>駐車場管制機器を設置するにあたり掘削箇所の復旧は、モルタル復旧で宜しいでしょうか。（但し、撤去時は現状復旧するものとする。）</p>	<p>実施要項のとおりです。「実施要項 7ページ 17 物件の維持保全 及び 同 18 物件の返還」を参照ください。</p> <p>設置にあたっては、契約決定後に「現状変更承認申請書」を提出し、承認がなされた後に作業等を実施してください。</p>
<p>公共の用に供する為、貸付期間中に横浜市から契約解除があった場合、貸付料の返還等の措置は御座いますでしょうか。</p>	<p>貸付契約が解除された場合は、未経過期間にかかる貸付料を返還します。ただし、その額が1,000円未満の場合はこの限りではありません。</p>

◆戸塚区上矢部に関する質問項目	
質問内容	回答
<p>現運営会社の撤去範囲をご教授下さい。（アスファルト舗装、フェンス等）</p>	<p>アスファルト舗装（区画線含む）は現状のまま返還を受ける予定です。フェンス及び植栽帯以外の設置物は、原則、現借受人の自己負担により借受前の原状に復旧していただきます。</p>
<p>料金看板等を設置する場合は、植栽部分を使用することは可能でしょうか。</p>	<p>該当土地南側の植栽部分を含めて貸付範囲となりますので、設置可能です。</p> <p>設置にあたっては、契約決定後に「現状変更承認申請書」を提出し、承認がなされた後に作業等を実施してください。</p>
<p>現運営会社と横浜市の資産区分表を開示下さい。</p>	<p>現借受人と横浜市の資産区分表はありません。</p> <p>アスファルト舗装（区画線含む）は現状のまま返還を受ける予定です。フェンス及び植栽帯以外の設置物は、原則、現借受人の自己負担により借受前の原状に復旧していただきます。</p>

◆南区山王町に関する質問項目

質問内容	回答
<p>南区山王町 1 丁目の入札に関し、平置きであれば月極、時間貸併用駐車場とする事に問題はないか。 又同駐車場への電源引込みは可能か。</p>	<p>駐車場の利用形態に関する条件は平置き駐車場であること以外ありません。 駐車場へ電源引込みは可能です。 なお、現状敷地南側にある引込柱は現借受人の設置物です。原則、現借受人の自己負担により借受前の原状に復旧していただきます。 新設引込柱の設置にあたっては、契約決定後に「現状変更承認申請書」を提出し、承認がなされた後に作業等を実施してください。 また、電力供給にあたっては、個別に電力会社と協議ください。</p>
<p>現運営会社の撤去範囲をご教授下さい。(アスファルト舗装、フェンス等)</p>	<p>アスファルト舗装(区画線含む)は現状のまま返還を受ける予定です。フェンス、植栽帯及び当該土地西側の照明 2 基以外の設置物は、原則、現借受人の自己負担により借受前の原状に復旧していただきます。</p>
<p>料金看板等を設置する場合は、植栽部分を使用することは可能でしょうか。</p>	<p>当該土地東側の植栽部分は貸付範囲に含まれませんので、設置できません。(図面集 3～4 ページ 案内図及び写真を参照) なお、該当土地西側の植栽部分は貸付範囲となりますので、設置可能です。 設置にあたっては、契約決定後に「現状変更承認申請書」を提出し、承認がなされた後に作業等を実施してください。</p>
<p>現運営会社と横浜市の資産区分表を開示下さい。</p>	<p>現借受人と横浜市の資産区分表はありません。 アスファルト舗装(区画線含む)は現状のまま返還を受ける予定です。フェンス、植栽帯及び当該土地西側の照明 2 基以外の設置物は、原則、現借受人の自己負担により許可前の原状に復旧していただきます。</p>